

◎新潟県教育委員会訓令第16号

県立学校

新潟県立学校職員服務規程（平成24年8月新潟県教育委員会訓令第10号）の一部を次の表のように改正し、令和7年11月1日から実施する。

令和7年10月31日

新潟県教育委員会

教育長 太田 勇二

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義） 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）県立学校 新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）<u>第1条第1項の規定に基づき設置する学校をいう。</u> （2）～（4）（略）	（定義） 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）県立学校 新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）<u>別表第1から第3までに規定する学校をいう。</u> （2）～（4）（略）